

国民健康保険税条例の一部改正について(令和3年4月1日施行)

地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者に係る軽減判定所得の見直しがされたことから、国の基準に併せて下記のとおり改正することといたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを鑑み、保険税率と賦課限度額を据え置くこととしました。

<保険税率など>

区分	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	賦課限度額	
医療給付費分	改正前	4.60	24,000	20,000	63万円
	改正後	税率等の改正なし			
後期高齢者支援金等分	改正前	2.40	8,000	6,000	19万円
	改正後	税率等の改正なし			
介護納付金分	改正前	1.30	9,000	7,000	17万円
	改正後	税率等の改正なし			
合計	改正前	8.30	41,000	33,000	99万円
	改正後	税率等の改正なし			

<軽減判定基準の比較>

軽減区分	改正前	改正後
7割軽減	世帯の所得が33万円以下	世帯の所得が43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	33万円 +(28.5万円×世帯の被保険者数)以下	43万円+(28.5万円×世帯の被保険者数) +(10万円×(給与所得者等の数-1))以下
2割軽減	33万円+(52万円×世帯の被保険者数)以下	43万円+(52万円×世帯の被保険者数) +(10万円×(給与所得者等の数-1))以下

※「給与所得者等」とは、給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金等所得者(65歳未満:公的年金等の収入が60万円を超える方/65歳以上:公的年金等の収入が125万円(15万円特別控除を含む)を超える方)を指します。

お問い合わせ先:住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812

『幌延町障がい者総合支援計画』がスタートしました！！

幌延町では、平成30年3月に「第5期幌延町障がい福祉計画」「第1期障がい児福祉計画」を策定し、これに基づき障がい者および障がい児の福祉事業に取り組んでまいりました。

3年を1期として福祉サービスおよび事業の見込量とその確保方を明らかにすることを目的に計画する「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の策定に併せ、今期から新たに本町の障がい施策の基本方向を総合的・体系的に定める中長期的な「障がい者基本計画」を一体的に策定し、3つの計画を総称し「幌延町障がい者総合支援計画」としました。

障がい者基本計画策定の基本理念と目標

幌延町に住む一人ひとりが自分らしく、世代や性別、障がいのあるなしといった垣根を越えて、住民同士の支え合いにより優しさや安心に包まれて暮らしを続けることができるよう『誰もが自分らしく やさしさに包まれて暮らすことができるまち ほろのべ』とし、次の3点を基本目標にして計画を推進していきます。

- ① 自立した地域生活への支援
- ② 安心して生活できるまちづくり
- ③ 地域でともに生きる

障がい福祉策定の基本方針

- ① 障がいの程度や種別にかかわらず、住み慣れた地域で必要な障がい福祉サービスを受けることができるよう、障がい福祉サービスなどの提供体制の確保を図ります。
- ② 障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図るため、障がい福祉サービスなどの提供体制の整備を推進します。
- ③ 自立した生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点や就労移行支援にかかるサービスの基盤強化に努めるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの構築を目指します。

障がい児福祉計画の基本方針

- ① ライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援など、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、あらゆる活動や交流を通じて障がいのある子とない子が共に成長する地域の包容力(インクルージョン)を高め、障がい児支援を通して共生社会を形成します。
- ② 障がいの可能性を把握した段階から、障がい児本人およびその家族に対し、専門機関、関係機関、身近な地域団体などが連携して支援します。
- ③ 医療的ケアを必要とする子どもが保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの支援を円滑に受けることができるよう専門的な支援を必要とする児童に対し、各関連分野が共通の理解に基づき連携した包括的な支援体制を構築します。
- ④ 障がい児支援を行うにあたり、障がい児本人の最善の利益を考慮し、健やかな育ちを支援します。

お問い合わせ先:保健福祉課 福祉グループ 電話 5-1113 告知端末機 5-8813